



他の支援サービスは？



A. いくつかのサービスがあるよ

[放課後等デイサービス](#)以外にも、いくつかの支援サービスがあるよ。
いろいろなサービスを組み合わせて利用することも出来るんだ。
根拠にする法律や実施主体が違ったりするんだけどね。

日中一時支援というサービスがあるよ。
[障害者総合支援法](#)に基づくサービスで、市区町村が実施主体になる「地域生活支援事業」で、子どもも大人も利用できる一時預かりのサービスなんだ。
放課後や休日の一時預かりとして利用できるのも、便利に感じる時があるかもしれないね。

実施主体は市区町村だけど、社会福祉法人などに事業を委託することができるよ。
京都市も委託しているみたいだね。
申し込みは、区役所・支所が窓口になるんだ。

[児童発達支援](#)、というサービスがあるよ。
一般的には、未就学児の利用を想定していて、保育所に行っている年齢の子どもに療育をしている事業所だね。
放課後等デイサービスと同じく平成24年度に制度化された、[児童通所サービス](#)だよ。

放課後等デイサービスの利用対象が「小中高校に在籍している子ども」と定義されているから、義務教育修了後に進学しなかった子どもは放課後等デイサービスを利用できない決まりなんだ。
なので、義務教育修了後に進学しなかったけど、引き続き療育が必要な場合は、児童発達支援が利用できる仕組みになっているよ。

主な利用対象は未就学時になっているため高校生の年齢の、大人に近い子どもへの支援が適切に提供できるか、には疑問があるところ。
しっかりとした支援が提供できると、利用できる人が増えるかもしれないね。

行動援護・移動支援というサービスもあるよ。
どちらも外出するときに、支援者が一緒に行動してくれることを基本とするサービスなんだ。

行動援護は、特別な研修を受けたヘルパーさん、経験豊富なヘルパーさんが、[自閉症](#)などにより行動に著しい困難がある人をよく理解したうえで、行動障がいが発生する原因や適切な対応を検討してくれる。

その人が行動するときの危険を回避するための援助や外出するときの移動の介護等を、計画的に行うサービスだよ。

移動支援は、そこまでの行動障がいはないものの、ひとりでの外出や移動には不安がある人を、幅広く対象としているんだ。

行動援護は、ある一定の基準が満たされれば、全国どこでも同じ基準で利用できるよ。

それに対して移動支援は、市区町村ごとに仕組みが違っていたりする。

よく確かめることが必要になってくるね。

[保育所等訪問支援](#)、というサービスがあるよ。

障がいのある子どもの支援に関する知識を持っていて、相当の経験を持つ児童指導員や保育士、[PT・OT・ST](#)、心理担当職員などの専門職が子どもが普段過ごす場所（保育所や幼稚園などの母集団）を訪問するんだ。。

そして、障がいのある子ども本人に対する支援（集団生活に馴染むための訓練など）、訪問先の施設のスタッフに対する支援（支援方法の助言や指導など）といった専門的な支援等を行うよ。

対象となるのは、保育所や幼稚園、[小学校](#)、[特別支援学校](#)、認定こども園、乳児院、[児童養護施設](#)、[放課後児童クラブ](#)、その他児童が集団生活を行う施設に通う障がいのある子ども、だよ。

その施設を訪問したうえでの専門的な支援が必要と認められた子どもが対象になるんだ。

障がいのある子どもの放課後の活動ということで、[児童館](#)や[放課後児童クラブ](#)（[学童保育](#)・[学童クラブ](#)）への訪問が増えてほしいところだね。

[《MENU》](#)

[《多機能型って？》](#)

[適切な記録って？》](#)

2022-07-11 掲載